

作成日 令和 6年12月23日

令和7年度 施行

## 公立芽室病院警備委託

(公立芽室病院事務局総務係)

公示用

公立芽室病院警備委託

項目	単価	数量	単位	金額	備考
警備		12	月		
警備(日勤分)		122	日		
警備(宿直対応分)		365	日		
小計					
再計					
消費税 10%					
合計					

# 公立芽室病院警備業務仕様書

## 1 業務内容

- 1) 別に定める巡回経路の巡視。
- 2) 火災の予防・火気の確認。
- 3) 火災報知設備等の監視。
- 4) 施錠及び施錠の確認並びに危険物などの確認。
- 5) 不法進入者及び挙動不審者に対する安全確保対応。
- 6) 物件の監視及び蛍光管の取替えなどの作業。
- 7) 冬季間の非常口、正面玄関、救急玄関前の除雪。
- 8) 電話の取次(事務当直の補助)
- 9) その他病院が指示する事項。

## 2 警備委託時間

- 1) 平日 午後5時15分から翌朝8時30分まで。
- 2) 土、日曜・祝日、年末年始などの特別休暇 午前8時30分から翌朝8時30分まで。

## 3 委託従業者の制限

- 1) 勤務は常時1人を配置し、特段の事情がない限り同一人を充てること。
- 2) 警備員は、法定講習の修了者をもって充てること

## 4 遵守事項

- 1) 常に一定の服装(会社名・氏名を明記)により業務を行うほか、身分証明書を携行すること。
- 2) 業務中に異常又は事故などを発見した時は、臨機適切な処置を講ずるとともに、速やかに事務長に報告し指示を受けること
- 3) 従事者の勤務表は、事前に事務長に提出し承認を得ること。
- 4) 巡回の時刻は、概ね次のとおりとする。
  - ① 平日 18時・22時・6時
  - ② 土、日曜・祝日・年末年始などの特別休暇 10時・14時・18時・22時・6時
- 5) 各出入口の開閉時刻は、概ね次のとおりとする。

	(閉鎖時間)	(開放時間)
① 正面玄関	午後 8時	翌朝 7時
② 西口(厨房)	午後 7時	翌朝 7時
③ 北口(地下)	午後 7時	翌朝 7時
④ 南口救急玄関	午後 9時	翌朝 6時

※ ただし、土、日曜日、祝日、特別休暇の職員、患者の出入りは、事務長から指示のある場合を除き全て病院南側救急玄関とし、他の出入口は閉鎖する。また、救急車などによる搬入搬出は全て救急玄関からとする。
- 6) 各室の鍵は、警備員が保管し翌朝事務長に引き継ぐこと。

## 5 業務日誌

毎日の業務終了後、日誌に必要事項を記入し、事務長の点検を受けること。

## 6 その他

本業務の実施に関して、その他必要な事項は別に定める。